



第 132 回 多可町定例記者会見

令和3年3月23日（火）13：30～
多可町役場本庁舎401会議室

1. 町長あいさつ

2. 案 件

◆記者発表事項

（1）素敵なお庭、公開します

多可オープンガーデン2021 P. 1

（2）新生児へ贈る播州織…子育てするなら多可町！

赤ちゃんご出生のお祝いに播州織タカタータンのお誕生バッグ P. 4

（3）多可町選挙管理委員会よりお知らせ

公職選挙法の一部改正による選挙公営制度の拡大について
多可町長、多可町議会議員選挙の選挙期日等について P. 6

（4）新たに1名着任。地域商社 RAKU に

地域おこし協力隊 小迫悠香さん(滋賀県より) P. 11

（5）取組状況や成果と課題について継続的な評価・検証

令和2年度 第2回多可町いじめ防止対策検証委員会 P. 22

（6）’21 ベルディーホール自主公演事業

ロビーコンサート「落語 西脇市黒田庄町出身 隅田川馬石」 P. 23

◆その他の機関

（6）県立多可高等学校より

① 「こどもプラザフェスタ」への参加
② 令和3年度 県立多可高等学校 入学式
③ 新入生オリエンテーション P. 25

3. 質 疑

4. 次回のお知らせ

◆第133回多可町定例記者会見

と き 令和3年4月22日（木） 午後1時30分～
ところ 多可町役場401会議室
問合先 企画秘書課 TEL（32）2381

多可町政 記者発表資料

提 出 日	担 当 課・係	担 当 者 名	連 絡 先
令和 3 年 3 月 2 日	商工観光課 (多可町観光交流協会事務局)	小林 弥生	0795-32-4779 (内線)

事 業（行 事）名

多可オープンガーデン 2021 開催

日 時（開催期間）

多可オープンガーデン開催期間：4 月中旬から 5 月下旬ごろまで

※各庭で公開日を設定しています。

場 所

多可オープンガーデン 2021 に参加の 24 か所の庭の内 20 か所の庭を公開

趣旨または目的

多可町観光交流協会が主催するもので、花を通して、人と人との交流を深め、潤いのある暮らしと美しいまちづくりにつながっていくことをめざします。

また、ガーデンを観光の地域資源とし、町外からの観光交流人口を増やしていきます。

内 容

オープンガーデンの庭主さんが丹精込めて育てられた花や木を植えられた庭を、一定の期間オープンにし、皆さんに見ていただくもので、その庭の種類はいろいろあり、ハーブ、バラ、山野草、木、盆栽など四季折々の花を植えられています。

公開期間中、お庭によっては、趣向を凝らした催しを企画されています。（ガーデンコンサート、絵画展など）

各庭の公開日や見頃は、A3 版ガイドマップで確認できます。また、多可町観光交流協会ホームページで各庭情報を掲載しています。

多可町観光交流協会 HP <https://kanko.takacho.net/>

参考資料など

・多可オープンガーデン 2021 ガイドマップ

Taka open gardens guide 2021

鑑賞される皆さんへお願い

・指定された公開日以外の見学はやめましょう。

・発熱等の症状があるなど、体調がすぐれない方は見学を控えましょう。

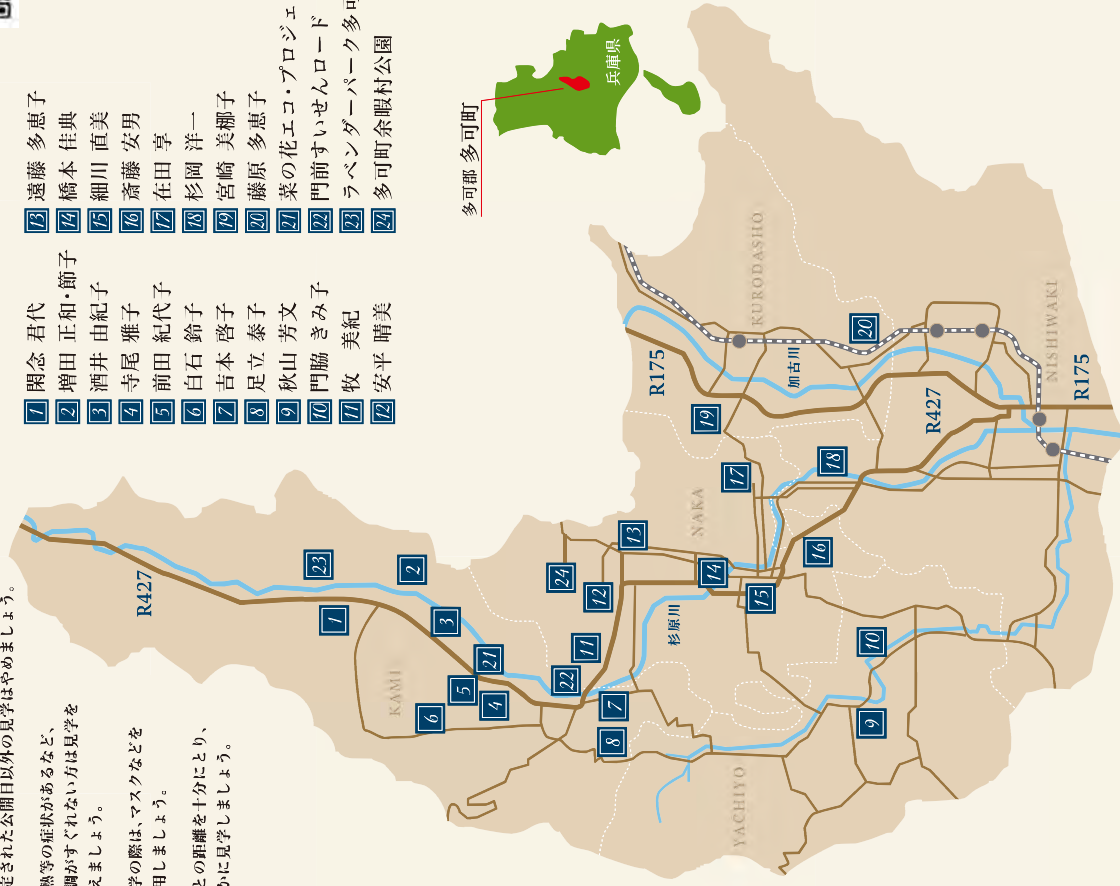
・見学の際は、マスクなどを着用しましょう。

・人との距離を十分にとり、静かに見学しましょう。

公開日はお庭ごとに異なります。
各庭主の情報は、HPでご確認ください。



- | | |
|------------|-----------------|
| 1 閑念 君代 | 13 遠藤 多恵子 |
| 2 増田 正和・節子 | 14 橋本 佳典 |
| 3 酒井 由紀子 | 15 細川 直美 |
| 4 寺尾 雅子 | 16 斎藤 安男 |
| 5 前田 紀代子 | 17 在田 享 |
| 6 白石 鈴子 | 18 杉岡 洋一 |
| 7 吉本 啓子 | 19 宮崎 美穂子 |
| 8 足立 泰子 | 20 藤原 多恵子 |
| 9 秋山 芳文 | 21 菜の花エコ・プロジェクト |
| 10 門脇 きみ子 | 22 門前すいせんロード |
| 11 牧 美紀 | 23 ラベンダーパーク多可 |
| 12 安平 晴美 | 24 多可町余暇村公園 |



-2-



* 新型コロナウイルスの感染状況により中止する場合は、HPでお知らせします。予めご了承ください。

多可町観光交流協会 <https://kanko.takacho.net/>

679-1192 兵庫県多可郡多可町中区中村町123番地 多可町役場商工観光課内

TEL.0795-32-4779 FAX.0795-32-3814

多可オープンガーデン

Taka open gardens guide 2021



7 梶念 君代

679-1326 加美区西山657
TEL 0795-36-1203



2 増田 正和・節子

679-1334 加美区常部278
TEL 0795-20-7444



3 酒井 由紀子

679-1335 加美区門村
TEL 090-5936-9000



4 寺尾 雅子

679-1201 加美区常部140
TEL 0795-35-0778



4 遠藤 多恵子

679-1111 中区御治屋659-1
TEL 0795-32-2173



4 橋本 佳典

679-1114 中区岸上249
TEL 0795-30-2018



4 細川 直美

679-1113 中区中村町265
TEL 090-6209-1385



4 高藤 安男

679-1131 中区豊井867-2
TEL 0795-32-4332

2021年は休庭

公開日 3月1日(月)～3月15日(月)
見ごろ 3月初旬～3月中旬
クリスマスローズ
駐車場 有り 家のまわりに3～4台
集落の駐車場10台以上
お知らせ 集落いばり人上ですので道端が狭いです。道には車を停めないでください。

公開日 4月～11月(土・日)
見ごろ 4月末～5月末
駐車場 有り ガーデン機、前約10台
お知らせ 農道には駐車しないでください。

公開日 5月4日(火)～5月23日(日)
見ごろ 5月中旬～
駐車場 有り 自宅 2台程度
旧上下水道センター前
10台程度
お知らせ 不在の時もありますが、密をさけご自由にご覧ください。
公開日以外は、ご遠慮ください。

公開日 5月8日(土)～23日(日)
見ごろ 5月中旬～
駐車場 有り 自宅 2台程度
旧上下水道センター前
10台程度
お知らせ 不在の時もありますが、密をさけご自由にご覧ください。
公開日以外は、ご遠慮ください。

公開日 5月毎週土・日曜 10:00～16:00
見ごろ 多可町役場をご利用ください
近隣の空き地に停めないでください
お知らせ
・5月毎週土・日曜10時からモルタル雑貨を使った多肉寄せ植え体験開催(要予約)
・6月よりモルタルデコ教室開催(要予約)
http://afgarden.blog.fc2.com/
検索「アングロ & フェーガーデン」
公開日以外は、庭への立ち入りをお断りしています。

公開日 4月29日(木)～5月15日(土)
見ごろ 4月29日(木)～5月15日(土)
駐車場 有り 自宅東側 2台
お知らせ 花の苗の販売もしています。

公開日 4月29日(木)～5月30日(日)
見ごろ 4月29日(木)～5月15日(土)
駐車場 有り 自宅東側 2台
お知らせ 花の苗の販売もしています。



5 前田 紀代子

679-1201 加美区常部653-1
TEL 0795-35-1310



6 白石 鈴子

679-1203 加美区多田454-27
TEL 0795-35-1887



7 吉本 啓子

679-1212 加美区西山363
TEL 0795-35-0502



8 足立 泰子

679-1212 加美区西山367
TEL 0795-35-0271



4 在田 享

679-1121 中区東安田477
TEL 0795-23-0210



4 杉岡 洋一

679-0001 西脇市大木町407
TEL 0795-23-0140



4 宮崎 美郷子

679-0322 西脇市黒田庄町石原1114
TEL 0795-28-3478



4 藤原 多恵子

679-0314 西脇市黒田庄町黒地56
TEL 0795-28-3639

2021年は休庭

公開日 一年中公開
見ごろ 3月～
駐車場 有り 敷地内に5台
インスタグラムで日々の様子
をアップしています。
「Kitchen.nagareboshi」
トイレなど庭以外のブライベ
ートスペースのご利用はご遠
慮下さい。

公開日 5月1日(土)～5月5日(水)
5月14日(金)～27日(木)
見ごろ 初夏の庭は5月下旬
駐車場 有り 共同駐車場に10台程度
お知らせ 記帳をお済ませの上、庭でご
自由にお過ごしください。
案内はいたしません。
※久保ふみガーデンコンサート
5月23日(日)

公開日 5月1日(土)～5日(水)
5月15日(土)～30日(日)
見ごろ 5月中旬～5月末
駐車場 有り 共同駐車場に10台程度
お知らせ 期間中、ちぎり鑑サークル展
を開催します。

公開日 4月29日(木)～5月23日(日)
見ごろ 3月～11月頃まで
駐車場 有り 春の新緑の頃と
秋の紅葉の頃
西脇の大木町集落センター
に2～3台

公開日 3月～11月頃まで
見ごろ 春の新緑の頃と
秋の紅葉の頃
西脇の大木町集落センター
に2～3台

公開日 3月～11月頃まで
見ごろ 春の新緑の頃と
秋の紅葉の頃
西脇の大木町集落センター
に2～3台

公開日 3月～11月頃まで
見ごろ 春の新緑の頃と
秋の紅葉の頃
西脇の大木町集落センター
に2～3台



9 秋山 芳文

677-0113 八千代区黒田77-7
TEL 0795-37-2015



9 門脇 きみ子

677-0121 八千代区中野間529
TEL 0795-37-0627



7 牧 美紀

679-1102 中区安楽田980-45
TEL 0795-20-3018 090-4270-5192



7 安平 晴美

679-1104 中区田野口111
TEL 0795-32-1004



7 菜の花エコプロジェクト

TEL 080-4170-0238(代表:永井)



7 門前すいせんロード

679-1101 中区門前むらづくり協議会
TEL 090-3057-3190(代表:三村)



7 ラベンダーパーク多可

679-1324 加美区豊799-127
TEL 0795-36-1616 http://www.lavenderpark.jp



7 多可町余暇村公園

679-1103 中区牧野817-41
TEL 0795-32-1543

公開日 4月29日(木)～5月23日(日)
開の土、日、祝日
見ごろ 5月中旬
駐車場 有り
自宅車8台
お知らせ 自宅前の道路には
駐車しないでください。

公開日 4月24日(土)～4月29日(水)
5月22日(土)～5月30日(日)
時間 10:00～16:00
見ごろ 4月下旬～6月初旬
駐車場 有り 青年会(原台倉)の前
6～7台
お知らせ 庭のまわりの家や花壇ではありませ
んので、車には気を付けてください。
イベント 宿屋の休けが休められております。
中玉のガーデニング資料もあります。

公開日 3月～12月までいつでも
公開しています
見ごろ 4月初旬～6月末
駐車場 有り 庭見学の方は、店舗駐車場
ではなく、ブルーベリー園内駐車場に
停めてください。
お知らせ イベントは、FB、HP、スミガー
デンスでお知らせします。
ハーブ苗の販売は4月末から
予定しています。

公開日 5月1日(土)～5月30日(日)
見ごろ 5月中旬～6月初旬
駐車場 有り 家の敷地に2台
お知らせ 家の裏の町道、歩道には車を
停めないでください。
お問い合わせ
お断りします。

公開日 4月10日頃～4月30日頃
見ごろ 3月中旬～4月中旬
駐車場 有り 各公民館
お知らせ パラソルスよく揃えてください。
(一か所が揃わず、まばらに
揃ってください。)

公開日 3月中旬～4月中旬
見ごろ 5月中旬～7月中旬
休園日 毎週水曜日(シーズン中無休)
駐車場 有り 大型5台 普通自動車90台
お知らせ トイレ 有り
ラベンダー見ごろは、5月中
旬～7月中旬(入園料有り)
6月下旬頃からラベンダーの
摘み取り体験ができます。

公開日 3月中旬～4月中旬
見ごろ 5月中旬～7月中旬
休園日 毎週水曜日(シーズン中無休)
駐車場 有り 大型5台 普通自動車90台
お知らせ トイレ 有り
ラベンダー見ごろは、5月中
旬～7月中旬(入園料有り)
6月下旬頃からラベンダーの
摘み取り体験ができます。

公開日 3月中旬～4月中旬
見ごろ 5月中旬～7月中旬
休園日 毎週水曜日(シーズン中無休)
駐車場 有り 大型5台 普通自動車90台
お知らせ トイレ 有り
ラベンダー見ごろは、5月中
旬～7月中旬(入園料有り)
6月下旬頃からラベンダーの
摘み取り体験ができます。

多可町政 記者発表資料

提 出 日	担 当 課・係	担 当 者 名	連 絡 先
令和3年3月8日	商工観光課 (多可町観光交流協会事務局)	小林 弥生	0795-32-4779 (内線 342)

事 業 (行 事) 名

新生児へ贈る播州織タカタータンのお誕生バッグについて

日 時 (開催期間)

令和3年4月から

場 所

多可町役場 住民課 出生届提出後 (多可町に住所がある人が対象です)

趣旨または目的

多可町観光交流協会内タカタータン委員会のタカタータン商品開発事業の一環として、播州織タカタータンのお誕生バッグを作製しました。多可町オリジナルデザイン「タカタータン」と地場産業「播州織」の双方の知名度向上と魅力発信を行う。

内 容

4月から赤ちゃんご出生のお祝いに播州織タカタータンのお誕生バッグが贈られます。

「子育てするなら多可町」の取組みの1つにタカタータンを使用していただきます。

播州織タカタータンにキルティング加工を施した生地で作製したお誕生バッグは、たて30cm×よこ40cmの保育園バッグとしても使用できるサイズです！キルティング加工することにより、柔らかく優しい仕上がりになり、軽くて丈夫です。

多可町オリジナルデザイン「タカタータン」を子育て世代に親しんでいただくため、お誕生から保育園まで使用できるバッグを作製しました。

その他タカタータンの商品は、道の駅山田錦発祥のまち・多可で販売しています。

参考資料など



多可町政 記者発表資料

提出日	担当課・係	担当者名	連絡先
R3.3.8	総務課	伊藤竜太	0795-32-2382 (内線)

事業（行事）名

- I. 公職選挙法の一部改正による選挙公営制度の拡大について
II. 多可町長、多可町議会議員選挙の選挙期日等について

日時（開催期間）

令和3年11月14日（日）

場所

多可町内

趣旨または目的

I. 公職選挙法の一部改正による選挙公営制度の拡大について

町村の選挙における立候補の環境を改善するため、公職選挙法の一部を改正され、これまで都道府県及び市を対象としていた選挙公営制度を町村の選挙にも対象を拡大。これにより、これまで自費負担であった以下の選挙運動費用が公費負担となります。

多可町では、令和2年12月定例会において「多可町議会議員及び多可町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」が可決され、次回の選挙より適用となります。

II. 多可町長・多可町議会議員選挙の選挙期日等について

任期満了日； 令和3年11月26日

告示日； 令和3年11月9日（火）

選挙期日； 令和3年11月14日（日）

定数； 多可町議会議員 14人

内容

I. 公職選挙法の一部改正による選挙公営制度の拡大について

次の3点が公費負担となります。ただし、それぞれに上限額の設定があります。

①選挙運動用自動車の借入れ（1日1台）

- ・一般運送契約（ハイヤー方式）【1台 64,500円】
- ・その他の契約（個別契約方式）《自動車借入【1台 15,800円】、燃料供給【1日 7,560円】、運転手雇用【1人 12,500円】》

②選挙運動用ビラの作成費【1枚 7.51円】

- ・町長選挙；5000枚
- ・町議会議員選挙；1600枚

③選挙運動用ポスターの作成費【1枚 3,794円】

- ・町長選挙、町議会議員選挙とも 95枚（町内のポスター掲示場設置箇所数）

参考資料など

- ・多可町議会議員及び多可町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

多可町議会議員及び多可町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

令和2年12月24日

条例第 35 号

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、多可町議会議員及び多可町長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第7号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担)

第2条 多可町議会議員及び多可町長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、第6条に定める額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により多可町（以下「町」という。）に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用に関して有償契約を締結し、多可町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払)

第4条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払うものとする。

(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」

という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円)の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約(以下「自動車借入契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。)までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手(同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円)の合計金額

(選挙運動用自動車の使用の契約の指定)

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関して同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当

該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。（選挙運動用自動車の使用に係る公費負担の限度額）

第6条 第2条の規定により選挙運動用自動車を使用する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、64,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額とする。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担）

第7条 候補者は、第10条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第8条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）との間において選挙運動用ビラの作成に関して有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払）

第9条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に規定する枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払うものとする。

（選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額）

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に規定する枚数を超える場合には、同号に規定する枚数）を乗じて得た金額とする。

（選挙運動用ポスターの作成の公費負担）

第11条 候補者は、第14条に定める額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第12条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）との間において選挙運動用ポスターの作成に関して有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)

第13条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が525円6銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に對し支払うものとする。

(選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額)

第14条 第11条の規定により選挙運動用ポスターを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、単価の限度額に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額とする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以降その期日を告示される選挙から適用する。

多可町政 記者発表資料

提 出 日	担 当 課・係	担 当 者 名	連 絡 先
2021 年 3 月 8 日	(協力隊事業) 企画秘書課 (地域商社業務) 商工観光課	杉原延宏’ 笹倉敏弘	0795-32-2381 0795-32-4779

事 業（行 事）名 地域おこし協力隊 令和 3 年 4 月 1 日着任・辞令交付 小迫悠香さん(滋賀県出身) 地域商社 RAKU 業務へ。住まいは加美区岩座神・クラインガルテン岩座神に。	
日 時（開催期間） 2021 年 4 月 1 日 午前 9 時 0 0 分から	
場 所 多可町役場大会議室(辞令交付式)	
趣旨または目的 地域おこし協力隊は、3 大都市圏をはじめとする都市地域から、多可町に住民票を移し、居住しながら、役場や地域・企業などと連携し働きながら、その町の課題解決や魅力を発信し、ゆくゆくは多可町に定住してもらうことを目的とした制度です。 4 月 1 日付けで、新たな隊員が着任し、商工観光課に所属し、地域商社業務に就きます。	
内 容 現在、多可町では 6 名の現役隊員が活動しており、クアオルトウォーキング（高城力也）や、地域商社業務（寺川敏博ほか 1 名）、移住定住業務の推進・空き家バンクの管理（山崎栞）、棚田の保全や播州百日どりの養鶏（東野聖弥）、地域情報の発信（黒川直樹）の業務に取り組んでいます。活動内容は SNS や多可町 HP にコーナーを設け、随時発信しているほか、広く活動報告しようと 2 ヶ月に 1 回のペースで活動報告誌を発行。全町内に広報たかと同時に配布しています。 この度、新たに 1 名が着任することになりましたので、お知らせします。 ■小迫悠香さんプロフィール 氏 名 小迫 悠香（こさこ はるか） 女性 22 才 前住所 滋賀県甲賀市（3 大都市圏 都市地域） 【着 任 日】 令和 3 年 4 月 1 日 【任用期間】 着任日より 1 年間。活動実績により最大 2 年間延長（合計 3 年間） 【住 居】 加美区岩座神 クラインガルテン岩座神 【担当業務】 商工観光課に所属し勤務地はエアレーベン八千代にて地域商社業務に従事	
参考資料など 活動報告誌、「たかおこ誌 Vol. 1, 1 (2021 年 1 月 1 日発行)」 活動報告誌、「たかおこ誌 Vol. 1, 2 (2021 年 3 月 1 日発行)」	

多可町政 記者発表資料

提 出 日	担 当 課・係	担 当 者 名	連 絡 先
令和3年3月8日	学校教育課	吉田 勇二 藤本 志織	0795-32-2395 (内線)
事 業 (行 事) 名 令和2年度 第2回多可町いじめ防止対策検証委員会			
日 時 (開催期間) 令和3年3月24日 (水) 18:00～20:00 (予定)			
場 所 多可町文化会館 (ベルディーホール) 会議室			
趣旨または目的 多可町教育委員会では、いじめ重大事態の再発防止に向け、令和2年4月に「多可町いじめ防止対策改善基本計画」を策定し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応の取組や、教職員が子どもと向き合う時間の確保に向けた業務等に係る負担軽減の取組を進めています。 本年度第2回目の多可町いじめ防止対策検証委員会を開催し、各学校及び教育委員会における「多可町いじめ防止対策改善基本計画」に基づく取組状況や成果と課題について継続的な評価・検証を行うことにより、今後、各学校及び教育委員会で取り組むいじめ防止対策のさらなる充実・改善を図ります。			
内 容 令和2年度 第2回多可町いじめ防止対策検証委員会 【内容】多可町いじめ防止対策改善基本計画に基づく取組状況の評価・検証 1 教育委員会の取組状況報告 (学校教育課) 2 各学校の取組状況報告 (町内小・中学校8校) 3 委員からの質疑・指導助言等 4 まとめ ※第2回委員会は公開での開催といたします。			
参考資料など			

多可町政 記者発表資料

提 出 日	担 当 課・係	担 当 者 名	連 絡 先
R3. 3. 10	生涯学習課 文化会館	翁田 友子	0795-32-1300

事 業 (行 事) 名

‘21 ベルディーホール自主公演事業
ロビーコンサート 落語

日 時 (開催期間)

公演：令和3年5月16日（日）開演 1回目：14時～ 2回目：16時～
（2回公演・開場はいずれも30分前）

場 所

多可町文化会館 ベルディーホール（ロビー）

趣旨または目的

お客様にとって、より気軽に公演を楽しんでいただけるようロビーコンサートを開催する。

今回は、お隣街、西脇市黒田庄町出身 隅田川馬石さん（本名：村上寛さん）をお迎えし、普段落語に触れることの少ない若者にも生の高座を楽しんでいただきたい。

内 容

チケット料金：各回500円

参考資料など ロビーコンサート落語 チラシ



ロビーコンサート
'21ベルディーホール自主公演事業

落

語

出演

隅田川馬石



本名は村上覚。
兵庫県西脇市出身。西脇工業高校卒。
2007年 真打昇進
受賞歴
1999年 北とぴあ若手落語家競演会奨励賞
2007年 第12回林家彦六賞
2012年 第67回文化庁芸術祭
大衆芸能部門 新人賞

2021. 5.16 (日)

多可町文化会館 ベルディーホール

兵庫県多可郡多可町中区中村町 135 電話 0795-32-1300

※購入・予約いただいたチケットのキャンセル・変更はできません
※新型コロナウイルス感染症対策のため公演を変更する場合がございます

【開 演】 14 : 00 (開場 13:30) / 16 : 00 (開場 15:30)
【料 金】 全席自由 各回 500 円 ※未就学児不可
【チケット発売】 2021. 4. 3 (土)
【プレイガイド】 チケットはベルディーホールまたはプレイガイドで販売

ギフトショップ清水 (0795-32-2978)
ブックショップM (0795-32-3606)
細田書店 (0795-32-0073)
ヨシダ楽器 (0795-22-2322)
西村書店西脇店 (0795-23-3350)
おしゃれの店しんみせ (0795-28-2215)
新・文具館柏原本店 (0795-72-1223)

お客様へお願い ～新柄コロナウイルス感染拡大防止のために～

■ご入場時に検温を実施します。結果によってはご入場をお断りする場合があります。■マスクの着用をお願いします。■咳エチケットや手指の消毒にご協力ください。■入退場時にはソーシャルディスタンスの確保をお願いします。■チケットの購入時および来場時にお名前・ご連絡先等をお伺いします。この情報は必要に応じて保健所等に提供する場合がありますのでご了承ください。

主催／多可町文化会館ベルディーホール 後援／多可町・多可市教育委員会 協力／フルハウス616

Verde Hall

多可町政 記者発表資料

提 出 日	担 当 課・係	担 当 者 名	連 絡 先
令和3年3月8日	県立多可高等学校	教頭 吉田宏之	0795-32-3214 (内線)

事 業（行 事）名

- ① 「こどもプラザフェスタ」への参加
- ② 令和3年度 県立多可高等学校 入学式
- ③ 新入生オリエンテーション

日 時（開催期間）

- ① 令和3年3月27日（土） 午前10:30～午後3時
- ② 令和3年4月8日（木） 午後1時30分～2時30分
- ③ 令和3年4月13日（火）～4月16日（金）

場 所

- ① 西脇市茜が丘複合施設「Miraie」（西脇市野村町茜が丘16の1）
- ② ・③とも県立多可高等学校

趣旨または目的

- ① 春休み中の子どもたちが、友達や家族と楽しい時間を過ごすことができる場とイベントを提供し、子ども同士保護者同士の交流を深めるお手伝いをする。
- ② 第48回生 入学式
- ③ 新1年生（第48回生）に対し、高校生活のガイダンスを行いながら、スムーズに高校生活のスタートが切れるようにする。

内 容

- ① 西脇市主催の、子どもを中心にした交流行事に、本校ボランティア部員2名が参加し、遊び、ワークショップ、図書館まつり等、当日の運営にかかわる。
- ③・職員講話 ・校舎案内 ・集団行動（行進、校歌練習等） ・授業ガイダンス
・レクリエーション（大縄跳び等） ・校歌コンクール ・妙見山登山 等
*高校での学習方法、内容、充実した学校生活を送るための指針とするための講義、実習等を行う。

参考資料など